

応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有すると認める者（平成 6 年 5 月 10 日公安委員会告示第 24 号）

応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 2 号）第 4 号の規定により，公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し同規則第 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者は，次に掲げる者とする。

消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員）